

教育の機会均等原則の再検討

黒 崎 勲

はじめに

1. 「機会均等や公正の原則が現代教育の指導原則であるという認識は、それが事実認識である限りにおいて正しいが、しかし、それは、まさに批判されるべき現代教育の原則だといえる。しかし、このことは、教育における公正原則および機会均等原則そのものの意味を全面的に否定することではけっしてない。問題は、これらの原則を支える思想いかにあり、その思想の全体構造の中での、これらの原則の位置づけいかにかかっている。」〔堀尾、1963：239〕

周知のように、これは堀尾（1963）において、「教育と平等」をめぐる問題の基本的テーマとして提示されたものである。ここで堀尾が教育の機会均等原則の否定的側面として指摘したのは、次の諸点であった。

- (1) この原則は、人間の自然的不平等そのものに挑戦しようとする古典的平等主義者のエートスとは逆に、人間が不平等であることを根拠に、機会の均等と価値の公正な配分の必要をとくものである。
- (2) この原則の理念は、人間の生来的不平等とその才能の差異を前提とし、そこから無媒介的（直接的）に導き出される競争と出世の合理化のイデオロギーであった。
- (3) 資本主義のもとでの機会の平等は、R. H. Tawney のいうように、「不平等になる機会の平等」である（Equality, 1931）。
- (4) 教育の機会均等の体制的理解を挺子とする体制内部の流動化は、体制それ自体の安定化に役立つ。

開放性と流動性を本質的属性とする資本主義的階級社会にあって、機会均等原則はそのような階級社会の再生産のための競争社会的選抜の原理であり、実

質的にはむしろ平等思想の対立物に転化しているというのが、堀尾の教育の機会均等原則に対する批判の要点である。

ところで、すでに冒頭の引用からもあきらかなように、堀尾の教育の機会均等原則に対する批判は、この原則自体の意義を否定するものではなかった。この原則の否定的特徴は「階級社会の現実との不可欠な結びつき」によって生ずるものなのであり、問題は「新しい人間理解にもとづく、新しい社会構成原理」の究明によって、この原則を「その文脈的位置づけの変化によって機能転換」させ、この原則をして既存の体制を維持するための競争—社会的選抜の原理とは「異質の役割」をはたさせるというところにあった。こうした社会構成原理の究明の上に、平等・公正・機会均等のカテゴリーの限定と相互関連を問いつめた堀尾の結論は「教育における正義」の原則という定式として知られている⁽¹⁾。

ところで、しかし、文脈的位置づけの変化による教育の機会均等原則の機能転換とは、いかなるものであるのか。必ずしもそこで十分に解明されているとはいいがたかった。何よりも、その意味が教育の機会均等原則自体は同一のものでありつづけながら、それを文脈づける社会的条件の変化によって、結果として、この原則が自ずと今日のそれとは別の、異質の機能をはたすことになるということなのか、あるいは、それ以上に、新しい社会構成原理（の展望）の中では、教育の機会均等原則の概念構成ないし定義それ自体を再構成することになるということなのか、という点が不明確であった。もし、前者が意味されるのであれば、教育の機会均等原則は教育制度研究の主要な対象とはなりえないことになろう。なぜなら、原則それ自体は同一の構成をもちつづけながら、それがおかれる文脈によって自動的に意義が変更されるということになれば、検討すべき対象は、この原則にではなく、原則に特定の機能を与える文脈（社会的諸条件）にあるといわざるをえないだろう。ここでは、いわば教育の機会均等原則は、相対的に自立した教育制度研究の方法を要請する固有の対象として把握されてはいないということになろう。

後者であるとするれば、新しい文脈において異質の役割をはたすと期待される教育の機会均等原則の新しい概念が明確な形で提示されるべきであったろう。

この点で堀尾の「教育における正義」の原則は十分なものとはいえなかった。いずれにしても、教育の機会均等原則についての先駆的検討の結論は、我々にとっては到達点としてではなく、出発点として理解されるべきものであるといえよう。

2. ここで明示された教育の機会均等原則をめぐる2つの論点、すなわち、教育の機会均等原則の文脈的位置づけの変化による機能転換（教育の機会均等原則と社会的諸条件との関連）および教育の機会均等の新しい概念の提示は、1970年代に展開されたアメリカにおける教育制度理念をめぐる論争状況の中で主題とされていたものであった。Johnson 大統領の偉大な社会計画の提唱は、1964年の経済機会法の成立をきっかけに補償教育政策として具体化するが、この新たな教育政策の形成とその後の動向は教育の機会均等原則についての、それ以前の観念を一新するほどのインパクトをもつものであった。補償教育政策の理念は、同じ出発点から出発しなかった生徒は、たとえ平等な教育の条件が与えられても、発達のための平等な機会を保障されたことにはならないというものであった。もし、我々がそうした生徒に発達のための平等の機会、平等の質の教育を与えようというのであれば、彼らのハンディキャップを補償する必要があるのではないかという考え方である⁽²⁾。

教育の機会均等原則の性格を論じて、「生活の土台的な条件を不均等にしておいたままで青少年の『能力』を取りだして『能力に応ずる教育を受ける機会をあたえる』ということと、この生活の土台の条件をひとしく保証することの上に立って『その能力に応ずる教育を受ける機会をあたえる』ということとのあいだには、大きな違いがある。しかもこの二つの事柄はたんに『ひとしく、その能力に応ずる教育をあたえる』との文章にまとめられるのである」とされ、土台的条件を均等化する政策は「資本主義社会の体制を維持しようとする政治権力では不可能である」〔五十嵐、1957：23〕とする見解が広く定着している状況と対照するならば、補償教育政策の動向と並行する教育の機会均等原則の再検討が我々に対してもちうる問題提起的意義は明きらかであろう。本稿はこの教育の機会均等原則の再検討に対して、上述の2つの観点から最小限の

コメントをおこなうことを目的としている。

I “機会均等” 論争

A 機会均等概念の保守主義的性格

1. 機会均等原則について最も根本的な批判を提起したのは Schaar (1967) であった。Schaar は、そこで、機会均等原則はアメリカ社会において進歩主義的原理として広く承認されているが、この原則の真相は、それとは全く逆に保守主義的な性格にあり、「アメリカ社会の既存の制度・価値・目的を防備するのに、これほど巧みにつくりあげられた制度は他に考えられない」〔p. 137〕と結論したのであった。Schaar のこの結論は、次のような議論から導かれるものであった。

- (1) 機会均等原則は「誰もが自らの才能と徳とを発達させるための平等の権利と機会をもつべきであり、平等な達成 (equal performance) には平等の評価 (equal reward) があるべきだ」〔p. 136〕と単純化できる。
- (2) すべての社会は特定の価値の体系をもっており、人々の多様な才能あるいは能力は整然としたハイアラーキーの中で評価をうける。
- (3) したがって、機会均等原則はすべての人のすべての才能を発達させる機会を提供するものではない。
- (4) こうして正確には、機会均等原則は次のように再定式化されるべきである。すなわち「特定の時代の特定の人々によって高度に価値づけられた才能を発達させるための、すべての人に対する機会の平等」〔pp. 136~7〕と。
- (5) 機会均等原則へのコミットメントは既存の社会的道徳的秩序を第一義的に受容するものであることは明らかである。この原則は、間接的には、非常に保守主義的なものである。たしかに、機会均等原則は改革と進歩とを促すが、主としてそれは所与の社会においてすでに明白に承認された傾向線に沿うものとしてのそれではない。

Schaar は、この結論にもとづいて、今日のアメリカ社会において、機会均等原則が民主主義的精神の表現ではなく、資本主義的精神を表現するものであ

るとして、その問題点を次のように指摘した。

- (1) 機会均等原則は、人々の間の不平等を拡大している。そのプロセスは Young (1957) のいうメリトクラシーの成立の過程であり、機会均等原則およびその土台の上に立つ社会的政策と制度そして知識の前進（現代社会の複雑性と科学化の進行）とは、自然的能力の不平等と共謀して、ますます社会的な不平等を拡大している。
- (2) 機会均等原則はすべての人に対して例外なく機会を開放するという点で極めて寛容なものであるとみなされており、それ故に人々に広く受容されている。しかし、それはエリート主義というハイアラーキー（オリガーキーですらある）のもたらす現実の苛酷な結果に対する精神的な緩衝材にすぎない。才能に恵まれない者には機会均等原則のもたらすものは全く寛容なものではないと Schaar は強調する。後に討論において彼の議論の不備とされることになるが、Schaar がこの論点を説くために用いた例は次のようなものであった。“10人からなる1マイル競走を例にとろう。3人は40才代。5人は太りすぎ。1人は踵が悪い。残りの1人は Rojer Bannister（全米記録保持者？）。この10人に勝利のための平等な機会があるということは何か意味があるだろうか。結果は、すでに初めから自然的な能力の不平等によって予想がついてしまう。レースの参加者のうち9人は、勝つチャンスが均しくあるなどと聞かされたら、それを噴飯物だと感ずることだろう”と。

つまり、“その人の自然的能力がゆるす限りの高みへ誰もがすすむことを可能にする”という機会均等原則は、例えばIQ90の人に対しては、もっと高いところへすすみたいという欲望をかきたてておきながら、実際には何の援助もせず、彼のいきつける限りのところへ、すなわち社会階層の最底辺へすすませることを意味するにすぎないのである。他方、機会均等原則によって「社会が与えることのできる最良の教育 (training) と装備 (equipment) は、より優秀な人々のグループに彼らの才能の発達を保障するために与えられる」〔p. 139〕ことになるだろう。

- (3) 機会均等原則は人々を敵対的な競争者という関係におき、勝者にとって

も敗者にとっても人間性の墮落をもたらす。この競争に参加するものは自らを内発的な価値基準によって自己認識せず、他律的で外面的な基準によって価値が計られる物あるいは商品であるかのように自己認識することになる。その結果、「勝者は自らを一般の人間性に優越していると安易に考え、敗者は自らを人間以下だとほとんど思いこませられる」〔p. 141〕ことになる。

要約すれば、Schaar は機会均等原則を、より高い評価を求めることを唯一の動機とみる動機づけの狭隘な理論と、人間を能力の束ないし機能をはたす道具とみる人間および社会についての貧しい概念とに拠るものと批判したのであった。Schaar によれば、機会均等原則は競争社会の産物であり、自由競争という市場原理の意識を全生活領域へ拡張するものであり、不平等になる権利と機会の平等であり、上昇志向をかきたてることで社会の基本構造から派生する不平等に対する連帯した抵抗を解体させ、エリート主義・官僚主義的少数者支配の体制を正当化するものであった。

2. しかし、同時に Schaar はこうした自らの議論を「ハイアラーキーを廃止するための無知な要求といったものとして理解したり、あるいは競争倫理に対する相互扶助の倫理を防衛するものとして理解したり」〔p. 146〕することは正しくないと明言していた。「機会均等原則は今日では競争的な、そして資本主義的な精神の表現であり、民主主義的な精神の表現ではない」〔pp. 147～8〕としたこれまでの議論の結論は、Schaar によれば、機会均等原則の拒否に帰結するのではなく、「その適用範囲」を限定するという問題に収斂するのであった。すなわち「根本的な問題は競争を賞讃すべきか非難すべきかではない。競争が行動と判断の望ましい原理となるのは、いつ、どのような条件の下でなのか。また、逆に、望ましくない原理となるのは、いつ、どのような条件の下でなのか」というところにあった。Schaar が平等の民主的概念の名でこの自問に答えている内容は、次のような簡単なものとどまっている。

「平等の民主的概念の核心は生存と所有の平等についての確約 (affirmation) である。この確約は我々が均しく平均的な方法で扱われるべき生活部門

を、したがって、共同の社会生活の最小限度をすべての人々にとって利用可能にするという条件を明確にするのに役立つ。」〔p. 151〕

こうした共通の必要にかかわる生活領域を競争原理の適用範囲外に保障することを前提として、機会均等原則は限定的に価値づけられることになる。「すべての社会はある程度競争的であり、ある領域では競争は社会的にも個人的にも価値がある。しかしながら、同時に、どんな社会も競争的精神をそのものとして、また、それを実現する機会均等原則を扇り立てるべきではない。この両概念とも、慎重にコントロールしなければ簡単に利己主義の方向をむいてしまうからである。」〔p. 149〕社会の必要なハイアラーキーを機能の分化という意義にとどめ、人々の思想と行動の中のハイアラーキカルで官僚的な様式と区別し、これを拒否すること。いわば機会均等原則から敵対主義と孤立主義の倍音をとりぞくこと、これが Schaar が課題とした機会均等原則の慎重なコントロールの内容であった。

B 「資本主義」対「平等主義」

1. Schaar の議論の大要はすでに冒頭に紹介した堀尾 (1963) の議論と共通する性格をもつものといつてよいであろう。その限りで一見、極めて高い妥当性をもつとみえるこの議論が、しかし、70年代の教育の機会均等原則をめぐる論争状況の中でくりかえし批判的検討の対象にすえられたのであった。

アメリカ教育哲学会機関誌 *Philosophy of Education* は年次総会の報告と討論の記録としての性格をもつものだが、そこで1970年以降、三度にわたって異なる報告者によって Schaar の議論が検討されている。そして、そのいずれの場合にも機会均等原則の意義とこの原則に文脈を与える社会的条件との関係が検討の焦点とされていたのであった。たとえば、Crittenden (1970) は機会均等原則へのコミットメントは保守主義への加担であるとする Schaar の議論を指して、「Schaar が批判しているものは〔機会均等原則をとおして〕社会が価値づける財 (goods) の性格に対してなのであり、この原則自体に固有な性格についてではないようにみえる」〔p. 50〕と述べて、その議論の弱点を衝いていた。

Crittenden (1970) は Schaar の議論を批判すべき点と支持すべき点とに整理し、そこから教育の機会均等原則の討論のための視座を確定しようとするものであった。ここで Crittenden が Schaar の批判されるべき論点としてあげたのは、次の諸点であった。

- (1) “機会均等原則は社会の最も能力のある者を最良にとり扱う”という Schaar の主張は根拠がない。教育の機会の提供において「他の子どもよりもハンディキャップをもつ子どものために相対的に大きな努力をすること」は、機会均等原則の命ずるところではないか。
- (2) “機会均等原則が自然的能力の分配によって人々の処遇をすべて決定することを許す”というのは、現代アメリカ社会のような資本主義 (liberal-capitalist) 社会においてすら誇張である。
- (3) “機会均等原則は人々間の能力 (capacity) を無視して価値財 (goods) の獲得競争へかりたてる”というのも事実ではない。機会均等原則は I Q 90 の人が I Q 140 の人と同じように原子物理学者になるための同一の機会をもつべきだというわけではない。I Q 90 の人も、この社会の中で彼の能力の最大限度まで力を発揮するための同一のチャンス機会均等原則は保障するのであって、Schaar の 1 マイル競争の例は極めて不適切である。
- (4) “機会均等原則は不可避免的にメリトクラシーに帰着する”というのも正しくない。この原則が促すものは、専門的技術を要する社会的政策決定はそうした技術を有する人々によってなされるべきだということであり、それは望ましいことである。機会均等原則を承認することは直ちにメリトクラシーに加担することではない。
- (5) Schaar が批判しているのは社会が価値づけている財の性格であって、機会均等原則そのものではない。いかなる社会もその社会に固有の特定の価値をもつ。このことは不可避免的なことである。そして、機会均等原則はこうした目的との関係では保守的でも革新的でもない。

こうして、Crittenden の Schaar に対する批判は、Schaar が機会均等原則の構造的欠陥とするところのものを、機会均等原則自体の欠陥ではなく、資本主義社会という、今日この原則に文脈を与える社会的諸条件に帰因するものと

み、かつ資本主義社会という文脈の中における機会均等原則の機能の分析としても、それは誇張されているというものであったと要約できよう。

これに対して、Crittenden が Schaar の議論のうち、支持すべきものとしたのは、次の諸点であった。

- (1) 機会均等原則はこの機会が保障する目的を明示していない。機会が人々を近づけるところの目的が望ましいものでない場合、機会の平等は無益というよりも有害である。こういう意味では、今日の機会均等原則を保守主義的なものとみる Schaar の議論は支持できる。
- (2) 機会均等原則の意義を批判的に検討するという課題は、社会的経済的理論の一般的文脈を参照することなしにはおこないえない。これが Schaar の議論から導き出される方法論的結論であり、これは極めて重要な観点である。

ここから、Crittenden が導く教育の機会均等論争のための視座とは、次の3点であった。

- (1) 機会均等原則が望ましいかどうかは、それが保障する目的にかかっている。
- (2) 機会均等原則の意義は、一般的な社会経済的理論に対する、そしてそれが基礎をおく人間の理論に対する関係を抜きにしては検討できない。
- (3) 資本主義社会の体制的価値を反映した機会均等原則の類型 (version) とそれとは区別される理想社会 (moral society) の理想としての平等に基礎をおく機会均等原則の類型とは対立的なものである。機会均等原則の、この多義性を認識することが重要である。

ここで Crittenden が機会均等原則の異なる類型としたものの内容は、次のように説明されていた。

「形式的な解釈を主張するものは、機会均等原則を“彼の自然的な能力が彼をつれていくところにまで、諸個人をすすませるように社会的条件を整えることだ”と理解する。他方、平等主義者は機会均等原則を“社会の一人一人に享受される総体の財のレベルをほぼ同一にするように社会的条件を整えることだ”という。」 [p. 51]

教育の機会均等原則をめぐる論争的状况において、教育の機会均等原則が、ともすればそれ自体価値あるものとして、自明の前提であるかのごとく扱われ、機会均等原則のこうした多義性および異質の類型化の可能性が十分に注目されていないというのが Crittenden (1970) の最終的結論であった⁽³⁾。要約すれば、機会均等原則の意義は社会的文脈をはなれては評価しえないという Schaar の議論は支持できる。しかし、この議論は異なる社会的文脈にしたがう異質の機会均等原則の類型の究明という課題に向うべきであり、機会均等原則を原則として拒否すべきだとする Schaar の議論は支持できないというのが、Crittenden の Schaar への態度であった。冒頭の Crittenden の Schaar の議論に対する批判は、正確にいいなせば、Schaar が批判したものは機会均等原則の資本主義的類型であり、機会均等原則には、これとは異質の平等主義的類型もありうるということを Schaar はみのがしているということになるだろう。

2. では、Crittenden のいう、この2つの類型の定式化によって Schaar の論議が提起した資本主義社会における機会均等原則の批判と、これを克服する展望とは新しい理論を得たといえるのだろうか。なによりも、Crittenden の平等主義的類型を機会均等の新しい概念と我々は把握しうるであろうか。ここで原則の類型化という方法に即していえば、Crittenden の議論が類型化したものは機会均等原則についてではなく、平等概念についてであり、それも形式的平等（機会の平等）と実質的平等というありふれたものにすぎなかったようにみえる。Schaar が提起し、我々が関心を寄せるのは、稀少資源および価値の、利害を異にする人々の間での分配方法という厳密な意味での機会均等原則の意義と機能についてであった。例示的にいえば、Crittenden の平等主義的類型の下でもなお機会均等原則の「形式的な解釈」が必要な原理として問題とはならないかどうかということであった。すでに Crittenden 自身、Schaar の議論に応じて、いかなる社会にも価値のハイアラーキーがあり、稀少資源の分配の必要は、そのための社会システムを要請とすると述べていた。

さらにいえば、Schaar の議論はすでに、機会均等原則に新しい類型を与え

ることによってこの原則を擁護しうるものとするという反論を予想していた。Schaar の予想した反論は、次のようなものである。

「個人を自らに対して競争するよう促し、現在の自分と将来、彼がなれるかもしれないものと比べることを奨励するものと理解しなすならば、機会均等原則は資本主義の競争的精神を表現するものではなくなる。」〔p. 140〕

この反論について、Schaar はそれ自体は興味深い発想ではあるが、これは機会均等原則を擁護するものというよりは機会均等原則にかわる対案であり、この種の議論は「特定の批判に応えるかわりに別の戦場に問題を移しかえるだけ」〔p. 141〕のものだとした。内容は違うけれども、Crittenden の平等主義的類型の提唱もまた、こうした性格の議論とみなすことができよう。

Schaar は機会均等原則を必要ではあるが、それはより上位の概念、すなわち平等の民主主義的概念の中に位置づけられるべきであり、この原則は慎重にコントロールされなければ民主主義に敵対する精神を表わすものとなると論じていた。その議論に比べるならば Crittenden の機会均等の2つの類型という定式化は、社会諸関係における機会均等原則の意義を構造的に把握することを目指すという点で、あきらかに妥当性を欠くものであったといわざるをえない。

3. にもかかわらず、Crittenden (1970) は、1970年代の教育の機会均等原則をめぐる論争における問題関心と理論的特質とを示すものとして、Schaar (1967) とは対照的な意義をもつものであった。というのは、機会均等原則を異質の類型をもちうるものとして分析的に検討を加えた Crittenden の議論は、単に Schaar の議論の概念的不備を明らかにしようとしたものであったのではなく、補償教育政策の理念が機会均等原則の新しい類型として正当化されるか否かが実際の社会的政策的問題として争われていた1970年代の動向を反映していたと思われるからである⁽⁴⁾。

このことは、Crittenden の批判の第1点の指摘に端的あらわれていた。くりかえせば、そこで Schaar が“最良の教育と装備とはより優秀な人々に与えられる”ことを機会均等原則の必然的帰結としたのに対して、Crittenden は「ハ

ンディキャップをもつ子どものために相対的に大きな努力をすること」〔p. 48〕が機会均等原則の要請に含まれると主張していた⁽⁵⁾。これが補償教育政策の動向の中に見出される新しい機会均等の概念を反映するものであったことは明らかである。

C 「競争機会」対「非競争機会」

1. Crittenden (1970) をも参照しながら Schaar (1967) に対して、より本格的な批判的検討を加えたのは Tunnell (1978) である。Tunnell が結論として指摘する Schaar に対する批判は次の諸点であった。

- (1) 機会均等原則が不平等な経済的評価を要求するという Schaar の主張は誤っている。
- (2) 機会均等原則の下では最良の教育が優秀なグループにもたらされるという主張も正しくない。
- (3) 機会均等原則はメリトクラシーへ必然的に帰着するという主張も正しくない⁽⁶⁾。
- (4) 機会均等原則は不公正であり、拒否されるべきだという主張は誤りである。

ここでも主たる批判の対象にすえられたのは“機会均等原則が政策的に保守主義的であり、アメリカ社会秩序の支配的・制度・価値・目的を防衛するために、これ以上工夫された政策ないし定式はない”という Schaar の主張であった。そして、その批判の要点は、やはり Crittenden (1970) と同じように、“Schaar は本当は資本主義を批判することを意図しながら、そのかわりに機会均等原則を批判の標的とする”という誤りをおかしているというものであった。

Tunnell の議論の出発点は、Schaar の機会均等原則の定義のうち、「平等な達成には平等な評価が与られるべきである」と定式化された部分にむけられていた。Tunnell によればこの定式化は機会均等原則に本来は含まれるものではないと主張された。

「平等な機会は不平等な評価を公正なものとする上での必要条件ではある

が、十分条件ではない。とにかく、機会均等原則は人々がそのタレントに応じて等しく支払われるべきだということを要請してはいない。」〔p. 305〕

Tunnell はこの前提に立って、“機会均等原則はアメリカ社会秩序の支配的
制度、価値・目的を防備するための最上の定式である”という Schaar の主張
は妥当性をもたないとした。社会秩序の体制を防備するのは機会均等原則を社
会的不平等の正当化の必要十分条件であるとする観念であり、これは、機会均
等原則それ自体をこえた資本主義社会のイデオロギーである。「liberal-capi-
talist 社会においては、〔機会均等原則の機能は〕 Schaar の描くとおりでと
しても、その欠陥は、 Schaar の主張とは反対に、機会均等原則の中にあるの
ではなく、それを正義の十分条件だとするイデオロギーの中に存在する。我々
は機会均等原則を liberal-capitalist のイデオロギーそのものと混同すべきで
はない」〔p. 311〕というのが Tunnell の批判の第1点であった。

“平等な達成には平等な評価があるべきだ”という定式を機会均等原則は必
然的には含むものではないとする Tunnell が提示した機会均等原則のこれに
かわる定式化は、“平等主義では、すべての人は能力に応じて社会的地位を獲
得する機会をもち、多かれ少かれ平等に評価される機会をもつ”というもので
あったと考えられる。この定式化は機会均等（原則）を平等な競争機会 (equal
competitive opportunity) と平等な非競争機会 (equal non-competitive
opportunity) との2つに類型化する Tunnell の議論から導かれたものであ
る。ここで Tunnell のいう競争機会とは、1マイル競争のような場合におけ
る機会であり、勝利者は1人ないし数人に限られている。これに対して非競争
機会とはグループのメンバー間で1つのケーキを分けるときの機会であり、原
理的にはすべての人が価値財を獲得することができる。平等主義の社会では、
機会均等のこの2つの類型は次のような関係において機会均等原則を構成する
ことになる。

「平等主義の社会でも、平等な競争原則の原則は一定の条件の下では——特
別の能力が問題となる、たとえばスポーツ競技会といった条件の下では——
適切なものとされるだろう。……平等な非競争原則の原則は食料・衣料・医
療・教育等といった基礎的な社会的価値財に対して適用されるだろう。」〔p.

310]

2. こうした議論にもとづいて、Tunnell はあらためて Schaar の議論について「Schaar は競争機会の平等の原則を社会正義 (just society) の十分条件とすることに反対しつづけていたのである。彼は、部分的には、また暗黙のうちに、非競争社会の平等の原則に依拠してそれを主張していた」〔p. 310〕と把握したのである。Tunnell のこの言葉からもうかがえるように、Tunnell の平等主義社会の機会均等原則の構成と Schaar が理想とした平等の民主主義的概念とは、内容的にはほとんど同一のものであった。そして、それにもかかわらず、Tunnell と Schaar の議論を分岐させたものは、Schaar が機会均等原則を、上位概念である平等の民主主義的概念の実現によってはじめて新たな意味を担いうるとしたのに対して、Tunnell が機会均等原則の新たな類型の提示によって、新しい社会構成原理とそこでの機会均等原則の意義を究明しようとしたことにあったと理解することができよう。

D 方法としての類型化

1. Bull (1980) は機会均等原則を類型化するという方法を論理的可能性のレベルで徹底させようとしたものであった。それは Schaar の議論について、(1)その機会均等原則の定式化の妥当性と(2)機会均等原則へのコミットメントが保守主義的なものだとする主張の妥当性とを検討するものであった。Bull は Schaar の機会均等原則についての一般的定式すなわち「誰もが、自らのタレントと徳とを発達させるための平等の権利と機会とをもつべきであり、平等な達成には平等な評価があるべきだ」をとりあげ、それが「平等な機会」と「平等な評価」とをキー・ワードとして、論理的には複数の類型をもちうるものであると主張する。

まず、「平等な機会」については論理的に次の4つの類型化が可能である。

	Across talents	Within talents
Across potential	1	2
Within potential	3	4

Bull の説明にしたがえば、1の類型はピアニストと不動産業のマネジャーになりたい人はすべて (across talents), その才能に関係なく (across potential), 均しい機会を保障されるべきだというものであり、2では、ピアニストになりたいものは (within talents), その才能に関係なく (across potential), 均しい機会を保障されるべきであり、マネジャーなどそれ以外の部門の志望者との間での機会の平等は問題とされないというものである。3, 4については説明を要しないであろう。

他方、「等しい評価」についても同様に、across talents (A) と within talents (B) とに類型化される。いうまでもないが、Aはピアニストとマネジャーとがそれぞれ同程度の業績をあげた場合には同程度の報酬が与えられるべきだということであり、ピアニストあるいはマネジャーというそれぞれの部門の中でのみ、同一の業績には同一の報酬を与えるというのがBである。こうして Bull は機会均等原則がもちうる論理的類型を、次のようなチャートで表わしている。

EQUAL OPPORTUNITIES

		Across		Within	
		potential	and within	potential	Within
		and talents	talents	and across	potential
		and talents	talents	talents	and talents
EQUAL REWARDS	Across talents	1A	2A	3A	4A
	Within talents	1B	2B	3B	4B

この類型化にしたがって Bull が展開する Schaar の議論に対する検討は、以上のようなものである。

- (1) 市場制度の下では一般に 4B の類型が機能している。すなわち「同一のタイプ (same type) の能力をもち、同一の才能の可能性 (same potential) をもつすべての人は、その能力を発達させる平等な機会をもつべきであり、同一のタイプの能力の等しい達成は等しく評価される。」〔p.

123]

- (2) しかし、市場において、より高い価値と評価をうける能力であっても、それを発達させるための経費が高いときには、その能力を発達させる機会の保障は低くなる。すなわち、社会的に低く評価される能力を発達させる機会が、より高い評価をうける能力のための機会よりも大きいということもありうる。
- (3) 同様に、投資効果が等しい部門では等しい機会が保障されるから、3Bも現実的なものとなる。
- (4) Schaar の機会均等の修正された定式化はこの原則の諸類型の1つの特定の類型（すなわち 4B）を定式化するにすぎない。
- (5) 資本主義社会で現実化する機会均等原則の定式化としてみても、それが 4B に限定されるかどうかは、社会的選好性、経費、特定の能力への需要の水準を含む非常に多様な条件に依存している。

要するに、Schaar の機会均等原則の定式化は、この原則が論理的にもちうる可能性の一部分を定式化するものにすぎず、また、そこで定式化の対象とされた市場制度における機会均等原則についてでさえ、Schaar が想定するものよりもはるかに複雑なものであるというのが Bull の批判の第1点であった。

2. Bull の批判の第2点は、機会均等原則へのコミットメントを保守主義的なものとする Schaar の主張の妥当性にむけられていた。Bull は、ここで Pitkin (1972) の“目的と制度との矛盾”というモデルに依拠して議論をすすめている⁽⁷⁾。

社会制度の基本概念（憲法的理念）は特定の歴史的社会的諸条件によってうみだされるが、歴史的推移とともに社会的諸条件が変化すると、今度は社会的諸条件の方が、この概念によって正当性についての審判をうける対象となる。機会均等原則は、まさにこうした性格をもつ典型的な概念といえる。こうした概念に対するコミットメントは、次の2つの形式に類型化される。

- (1) 制度的コミットメント；その概念が未だ適用されずにいる部分への適用範囲の拡大を内容とするもの。

(2) 理想主義的コミットメント；新しい社会制度の原理としての意義の確立を内容とするもの。

こうして、第2の批判についての Bull の結論は、次のように要約されるものであった。

「機会均等原則は社会の機会分配システムが能力の市場制度というものとなっているときにのみ、また、この原則へのコミットメントが市場制度への制度的コミットメントという形式をとるときにのみ、保守主義的なものとなる。」〔pp. 128～6〕

「機会均等への制度的コミットメントに対する対案が単純な、この原則の拒否である必要はないし、また、この原則を、害をおよぼさない社会生活の一領域へ閉じこめるというものである必要もない。なぜなら、理想主義的コミットメントにおいては、この原則は自らをうみだした社会制度から独立したものとして自己の意義を確立することになるからである。」〔p. 129〕

この第2の批判点において Bull が問題にしている論点が、たとえば堀尾(1963)が「(教育の機会均等の歴史的評価の)問題は、一般的に、労働者階級をトレーガーとするブルジョア・デモクラシーの価値継承の問題と共通しており、したがってまたこの原則は、現実的諸関係の中で、今日なお積極的な意義をもっている」〔p. 232〕とした問題設定と共通したものであることはあきらかであろう。しかし、Bull は肝腎の自ら主張する機会均等原則の理想主義的コミットメントの内容を明示的には展開していない。Bull の機会均等原則の論理的可能性を分析したはずの類型化も、この理想主義的コミットメントの内容を明示するものとしては、ほとんど意味をなすものではなかった。たとえば、この類型化において4Bの対極に置かれた1Aの内容は、“多様なタイプの能力の間にハイアラーキーを認めず、また多様な才能の可能性の程度によっても差別をせず、それぞれの能力の発達の機会を等しく保障し、しかし、業績については、各部門の能力の達成を共通の尺度で測定し、それにもとづいて画一的に評価する”というものであった。こうした機会均等原則の類型化は、はたして、この原則への理想主義的コミットメントの内容を理解するのに役立つものであろうか。この点について Bull は全く何のコメント与えていない。

Bull が機会均等原則の理想主義的コミットメントの内容として提示しているのは、「学校が提供するカリキュラムの拡大」⁽⁸⁾ という一句だけである。こうして、Schaar の議論の論理的精査を目的とした Bull の検討は「ブルジョア・デモクラシーの価値の継承」という観点を自覚する点で一定の役割をもつものであったとしても、機会均等原則の、社会制度原則としての新しい意義を構想するという点では、ほとんど独自の貢献をもつものではなかったといわざるを得ない⁽⁹⁾。

3. Bull の類型化に対しては、すでに Coombs (1980) が同様の批判を加えていた。すなわち、Bull によって類型化されているものは単なる論理的な可能性にすぎず、社会制度の原理としての妥当な内容を、それぞれの類型がもちえているとは考えられない。「Bull の、8つの異なる機会均等原則があるという主張は深刻な誤りである」〔p. 134〕と。

Coombs の議論の中心点は、機会均等原則の類型化にむかうのではなく、これとは対照的に、機会均等原則を他の社会制度諸原理との関係において検討するというところにあった⁽¹⁰⁾。社会の基本的制度を“正義”と“結果の最良化”という2つの概念から構成し、“正義”の概念においては、自然的能力の差異は社会的経済的不平等を正当化するのには適切でない偶然的要因 (accidental character) とみるべきこと、“結果の最良化”の原理においては、社会的に最良の結果をもたらすという目的に合致する限りで社会的な不平等は正当化され、そのためのシステムとして機会均等原則は正当化されること。これが Coombs の議論の要約である。明記されていないが、これはほとんど Rawls (1971) の正義論のひきうつしであった⁽¹¹⁾。

この議論にもとづいて、Coombs は Schaar の主張にふれて、機会均等原則へのコミットメントは、“結果の最良化”が社会的便益の均等配分からもたらされず、逆に社会的な不平等が社会的富の産出の“結果の最良化”の源動力であるという観念によっているという意味では保守主義的なものといえるが、それは機会均等原則へのコミットメントによって保守主義に加担することになるというのではなく、“結果の最良化”をうみだすのに社会的な不平等が必要であ

るという、社会制度の経験的仮説についての保守主義的観念が機会均等原則へのコミットメントを必要としているというべきものであったと主張したのである。

E 要約

1. これまで検討してきた1970年代の機会均等論争によって、Schaarの議論の妥当性が決定的に損われたとはいえないであろう。これらの討論が批判の対象としたのは、“機会均等原則は保守主義的なものであり、アメリカ社会の既存の制度・価値・目的を防備するのにこれほど巧みにつくりあげられた制度はない”というSchaarの主張であったが、すでに検討したように、この主張はSchaarの議論の全体を適切に代表するものであったわけではない。Schaarの批判者は、あたかもSchaarが機会均等原則を拒否しているかのように論じ、これに対して機会均等原則を擁護したのであるが、その内容は、ほぼSchaarが機会均等原則の必要性として論じたものと同じのものであった。いわば、Schaarの批判者はSchaarの議論のレトリックの罠にかかっていたということもできよう。

しかし、それ自体としては妥当性を否定しえないかにみえるSchaarの議論が繰り返し批判の対象とされた原因は、それだけのことではなかった。1970年代のSchaarをめぐる論争の真相は、教育の機会均等原則の概念構成が圧倒的な社会政策の新たな動向に伴って変化しつつあり、Schaarの議論の妥当性も改めて、この新しい概念構成から再評価されるべきものとみなされたところにあったといえよう⁽¹²⁾。機会均等原則の類型化という方法意識の成立にそれは端的にあらわれていた。他方、Coombsの議論は機会均等原則の類型化という方向に向うのではなく、この原則を「発展した正義の概念には、いかなるものであれ一要素として含まれる」と主張する点で、Schaarと同一の方法的立場に立つものであったが、それが示唆する社会の基本的構成原理の構造化は、すでにSchaarの議論の水準をこえたものであった。それは1960年代以降の社会政策の原理の転換を最も体系的に理論化したとされるRawls(1971)の正義の二原理の概念を媒介とするものであった。ここでも、Schaarの議論の

妥当性は改めて再評価されるべきものとなっていたといえよう。

2. 堀尾 (1963) が依然として高い妥当性をもちつつも、我々にとっては出発点として把握されるべきだと思われたのとほぼ同一の状況が、Schaar (1967) と1970年代アメリカの教育の機会均等諸論との間に存在しているように見える⁽¹⁸⁾。これまでの検討から我々は、Schaar の議論はそれ自体、今日からみても高い妥当性をもちつつも、機会均等原則の類型化という方法意識を欠いているという点で、1970年代の教育の機会均等論争に対して距離をおくものであったばかりでなく、機会均等原則の「適用範囲の限定」ないし「文脈的位置づけ」の転換という点からみても、1970年代に展開された社会制度原理をめぐる議論の到達した水準に対して距離をもつものであったと結論づけることができよう。(あらためて、この2つの観点に即して教育の機会均等原則の再検討をおこなうことが、次稿の課題となる。) (続)

本稿は事実上、拙稿「教育と不平等問題」Ⅰ・Ⅱ (『東京大学 教育行政学 研究室紀要』第2号・第3号, 1981・1982) に続くものである。本稿の準備にあたってコーネル大学大学院 Ph. D コースの中村 (笹本) 雅子さんから多くの援助と協力を得た。

注

- (1) この定式化の最新のものは、梅根悟 (1974) および堀尾 (1979 a) にみることができる。
- (2) 補償教育政策についての本格的な研究は日本ではあまり見当たらないが、とりあえず次の文献が参考になる。小川太郎 (1974), 木下繁弥 (1970), 堀尾輝久 (1979 b), 柳久雄 (1981), 山根祥雄 (1981), 黒崎勲 (1981, 1982)。
- (3) ここで Crittenden によって批判の対象とされているのは次の諸論である。Lieberman (1961), Harvard Educational Review (1969)。
- (4) Coleman (1968, 1975), Griffin (1977) 参照。これらについては次稿で本格的に検討したい。
- (5) 同様の主張は Rawls (1971), T. F. Green (1971), Blackstone (1969) など1970年代の教育機会均等論に共通してみることができる。
- (6) 機会均等原則とメリトクラシーの関係を論じて、P. Green は、業績主義の社会において評価されるべきものは人々に対する具体的な貢献であって、教育制度 (学校) における優秀な成績のことではないとした。機会均等原則とメリトクラシーあるいは

資格主義 (credencialism) との安易な同一化を批判しつつ、マイノリティ・グループに対する優先的待遇 (定員割当方式による優先入学・優先採用) を支持する P. Green (1981) の議論は注目に値する。

- (7) 同様の発想は Bowles (1980) にもみられる。
- (8) 社会の支配的制度・価値・目的に規定されない、人格の発達を自己目的とする教育の充実、と理解すべきものようである。
- (9) 論理的精査が自己目的化され、必ずしも理論的テーマそれ自身の発展をもたらしてはいないというのは、Bull のもう1つの論文にも共通する欠陥であるように思われる。
- (10) Coombs & Komisar (1964) では「平等は第二次的原理であって、この原理に意味を与えるモラル・コミットメントが論理的に優先される」〔p.75〕と論じられていた。
- (11) Rawls (1971) については黒崎 (1981) 参照。
- (12) Coleman (1968), T. F. Green (1980), Burbules & Sherman (1981), Ennis (1976) などを参照。これらは次稿で検討される。
- (13) 岡村 (1980) はアメリカにおける教育の機会均等原則をめぐる議論を1つの根拠にして堀尾 (1963) の妥当性を批判的に検討したものである。それは近代資本主義社会の公教育体制の特質を別学体制と把握し、これに対置するものとして共生・共学の原則を主張するものであった。こうした基本的シェーマの下で、堀尾の「教育における正義」の原則は、次のように批判されていた。「堀尾論では、その平等概念が社会的経済的平等に限定され、自然的平等概念ともいいうる存在のありようをしめす平等たる共生ないしは共存の概念が欠落していることが問題とされなくてはならない。……権利論における共生概念の不在は、近代人権論の歴史的限界そのものを示すものであった。むしろ共生としての平等の実現が確保されないところでの権利保障論 (平等権論) は、不平等の実質的な拡大再生産を結果するばかりである。この点への認識と洞察が堀尾氏に決定的に欠けている」〔p.85〕と。しかし、この議論には理解不可能な諸点が存在する。なによりもその基本的シェーマを構成する共生・共学および別学体制というキー・ワードの内容に問題がある。その概念への注目の不在がそれ自体で理論の致命的欠陥とされるほどの概念である共生・共学の概念について、それにふさわしい十分な考察と説明とが与えられていないのはいかなる理由によるのだろうか。岡村は、人権の自覚自体が「人権の主体として自由、独立、平等な『商品所有者』を前提」としており、それ故に権利主体における人間存在の「本質的制約」から解放されていないという、いわば周知の事態を以て堀尾批判の最も根本的な根拠としている。しかし、ここでいわれる「本質的制約」とは単に「近代主義的限界」を示すだけのものではなく、岡村自身のような「近代主義」批判の理論においても共有せざるをえないはずの制約ではなかっただろうか。すくなくとも、ここで堀尾とともに平田清明の次の言明を同じく批判の対象としうるかどうか、慎重に検討すべきであつたら

う。すなわち「社会主義社会は……人間を『労働者としてのみ観察』するという『一面』を堅持しなければならない社会であるから、生産の基準としての労働時間を、また、その章標としての貨幣を利用しなければならないのである」〔p. 117〕と。

他方、別学体制については、対照的に明快な規定が与えられている。1954年のBrown判決によって違憲が確言されることになった分離教育の理念 (separate but equal) がそれである。しかし、この概念規定は深刻な疑問をひきおこす。岡村は、この分離教育の理念を近代資本主義社会の公教育の体制的原理としたのであるが、通例、この理念はアメリカ社会における公然とした racism の理念とされており、岡村が別学体制との対比において主張する共生・共学原則のモデルとしているかにみえる統合教育 (integration) の理念こそ、まさに liberal-capitalism の理念と把握されているのであった。そして、1960年代末以降1970年代をとおしてアメリカ黒人運動の最もラディカルな理念は、統合教育を“近代ブルジョア社会における教育の論理と構造”の表明として拒否し、コミュニティ・コントロールのスローガンの下に積極的自己分離 (self-segregation) を要求するものであったことは、あまりにも周知のことである (Marable, 1980, 1981)。共生・共学の概念を別学体制に対置させる岡村のシェーマは、すくなくとも別学体制のモデルを分離教育の理念に求める限り、歴史的事実に反するものといわざるをえない (黒崎, 1982参照)。

基本的シェーマの不備は、その議論の主要部分をなす論理構成の不備に照応している。岡村は平等論を次のような関係性の中で類型化し、自らの論理構成の柱としていた。

「A 事実上の差異に対して差異ある法的処遇がなされる場合。

関係Ⅰ (差異ある法的処遇が実質的平等となるとみなされる場合) ①自然的差異が理由の場合——女性の生理的・身体的事情を理由とする女性保護。身障者、子どもへの法的処遇など。②社会的差異が理由の場合——社会・労働・福祉関係の分野で諸法的保障措置、あるいは累進課税制、など。

関係Ⅱ (差異ある法的処遇が不平等ないしはその拡大再生産となる場合) ①自然的差異が理由の場合——あらゆる性差別、人種差別、障害者差別など。②社会的差異が理由の場合——職業差別、学歴差別など。

B 事実上の差異に対して同一の法的処遇がなされる場合。

関係Ⅲ (同一処遇が実質的平等となるとみなされる場合) ①自然的差異への同一処遇の場合——男女共学、人種間における共存、共生など。②社会的差異が理由の場合——信条、思想、社会的身分、門地、宗教など。

関係Ⅳ (同一処遇が不平等ないしはその拡大再生産となる場合) ①自然的差異の場合——労働条件における男女同等化、児童労働など。②社会的差異の場合——均等課税方式、教育の機会均等など。」〔p. 83〕

この「関係性」の提示については、まず自然的不平等と社会的不平等という対概念の用法に問題がある。ふつう平等論において自然的不平等と社会的不平等のカテゴリ

一が用いられるのは、岡村も堀尾から引用しているように「社会的不平等と自然的不平等の比が等しい（配分的正義）」という図式においてである。ここで用いられる自然的不平等と社会的不平等というカテゴリーと、岡村が先の「関係性」の提示において用いた自然的不平等と社会的不平等のカテゴリーとは同一のものではない。岡村は不平等を自然的なもの和社会的なものとして識別し、それぞれの不平等と法的処遇との関係を問題にしているが、従来、平等論のテーマとなってきたものは社会的不平等の正当化の問題なのであり、平均的正義の議論においては自然的不平等に関係なく形式的平等が保障される結果として生ずる社会的不平等は正当化され、配分的正義の議論においては自然的不平等によって適切に根拠づけられる社会的不平等だけが正当化されるのであった。いわば平等論が問題にする限りにおいては、自然的不平等と社会的不平等のカテゴリーは常に相互の対照関係が問われるべきものとしてあるといえよう。（ルソーの周知の結論を想起することは意味があるかもしれない。「実定法によって認可される人為的不平等は、それが同じ比例で自然的不平等と符号しないときは、いつでも自然法に反する」〔『人間不平等起源論』岩波文庫：p. 120〕と。）こうした文脈とは別に、事実上の差異を自然的不平等と社会的不平等とに類型化し、それぞれと法的処遇との関係を求めることにはいかなる意義があるのか、理解することは困難である。

関係ⅠとⅡ、ⅢとⅣとは「実質的平等となる」か「不平等ないしその拡大再生産となるか」という基準によって類型化される。しかし、平等論の類型化の基準を「平等である」か否かに求めるのは一種のトートロジーであろう。いうまでもないが平等論とは何が平等とみなされるべきかを主題とするものなのであるから。当然のことながら「不平等ないしその拡大再生産となる」とみなされる平等ということとはありえないから、岡村の4つの関係性は、平等論の類型化としてはⅠの配分的正義とⅢの平均的正義という周知の2つの類型に帰着する。このことは岡村自身も認めるところであろう。とすれば、この「関係性」の提示にはいかなる意義があったのだろうか。

いうまでもなく、この「関係性」の提示は、岡村にとっては、平均的正義のカテゴリーを自らの共生・共学の概念とダブらせるための装置としての意義をもつものであった。岡村は関係Ⅲを「実質的平等を保障する絶対的平等であって、平均的正義なるものにあたる」と総括している。しかし、これもまた、このカテゴリーの常識的用法をこえたものである。形式的平等と実質的平等、絶対的平等と相対的平等、平均的正義と配分的正義という諸カテゴリーを生みだすにいたっている平等問題は、たしかに近代的社会原理のアポリアではあるが、それは「近代人権論の特殊歴史的な性格とその限界をみすえる」と宣言することで直ちに解決しうるものではない。まして、実質的平等・絶対的平等・平均的正義という関連はあるが相互に独自の対象をもつ一連の対概念の片方を任意につなぎあわせることによって問題が解決するはずはない。我々にとってはむしろ藤田勇（1968）の次の指摘の方に検討の出発点が与えられていると考えるべきではないだろうか。「社会主義段階がまだ『社会的な力』を『政治的な

力』という形で自分自身からきりはなさざるをえない段階、その意味で人間的解放の完成のいまだ成就されない段階であるかぎり、『市民の基本的権利・義務』は、人権カテゴリーのもつ固有の論理を原理としてはもたないにもかかわらず、なお人権カテゴリーに歴史的に連続する側面をもつといわなければならない。……共同形成権 (Mitgestaltungsrecht) 概念にしても、社会主義段階における歴史的に制約された国家と市民の關係にたいする醒めた態度を前提とし、したがってまた法的政治的カテゴリーとしての『市民の基本的権利・義務』の死滅のプロセスをこそ媒介するものとして捉えられる必要がある。このことに無自覚であっては、Mitgestaltungsrecht といった概念は、むしろ社会主義のもとでの人間疎外の残存形態をおおいかくすイデオロギーに転落するおそれなしとしない。」〔pp. 376~377〕

この「關係性」の提示が岡村の意識において平均的正義を共生・共学概念に高める装置としての役割を果たしたのは、關係ⅠとⅡ、ⅢとⅣとの識別にあった。しかし、ここで提示された4つの「關係性」において關係ⅠとⅡ、およびⅢとⅣとはそれぞれ同一の事柄の表裏の二側面というべきものではなかったか。教育の機会均等原則に即して検討すれば、男女共学、人種的統合教育という、この原則の主要な内容がⅢに類型化されることによって積極的な意義が与えられる一方、教育の機会均等原則それ自体はⅣに類型化されることによって極めて否定的な意義を与えられることになっていた。岡村はこの「關係性」の提示によって教育の機会均等原則の概念それ自体の放棄を提唱するのだろうか。こうした教育の機会均等原則の多義的分裂的把握が自然的な不平等と社会的な不平等のカテゴリーについての独特の思惟様式に発するものであるとともに、いわば方法概念を实在概念と混同した岡村の「關係性」の提示（の方法）に根ざすものであったことは、すでに明白であろう。

岡村の議論は本稿の主題からみる限り、アメリカ社会における教育の機会均等論の検討としても、また堀尾の議論の検討としても妥当性をもちうるものとはいえないと思わざるをえない。

参照文献

- Blackstone, W. T., Human Rights, Equality, and Education. *Educational Theory* Vol. 19 (Summer 1969).
- Bowles, S. & Gintis, H., Contradiction and Reproduction in Educational Theory. In L. Barton, R. Meigham, & S. Walker (eds), *Schooling, Ideology and the Curriculum*. New York, 1980.
- Bull, J., The Connection Between Education and Justice. *Philosophy of Education* 1977.
- , Equal Opportunity as a Conservative Doctrine. *Philosophy of Education* 1980.
- Burbules, N. C., & Sherman, A. C., Equal Educational Opportunity: Ideal or Ide-

- ology. *Philosophy of Education* 1981.
- Coleman, J. S., The Concept of Equality of Educational Opportunity. *Harvard Educational Review* 38 (Winter 1968).
- , What is meant by 'an Equal Educational Opportunity'? *Oxford Review of Education* Vol. 1 No. 1, 1975.
- Coombs, J. R., Justice and Equal Opportunity: Response to Bull. *Philosophy of Education* 1980.
- Coombs, J. R., & Komisar, B. P., The Concept of Equality in Education. 1964. In C. A. Tesconi, Jr. & E. Hurwitz, Jr. (eds.), *Education for Whom? : The Question of Equal Educational Opportunity*. New York, 1974.
- Crittenden, B., Equal Opportunity: The Importance of Being in Context. *Philosophy of Education* 1970.
- Ennis, R. H., Equality of Educational Opportunity. *Educational Theory* 26-1 (Winter 1976).
- 藤田勇「社会主義社会と基本的人権」『基本的人権』第1巻, 東大出版会, 1968.
- Green, P., *The Pursuit of Inequality*. New York, 1981.
- Green, T. F., Equal Educational Opportunity. *Philosophy of Education* 1971.
- , The Systemic Dynamics of Two Principles: "Best" & "Equal". *Philosophy of Education* 1978.
- , *Predicting the Behavior of the Educational System*. Syracuse, N. Y., 1980.
- Griffin, E. K., The Coleman Report's "Fifth Conception" of Equal Educational Opportunity: A Reconsideration. *Philosophy of Education* 1977.
- Harvard Educational Review (ed.), *Equal Educational Opportunity*. Cambridge, Mass., 1969.
- 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店, 1969.
- 堀尾輝久「『教育と平等』をめぐる問題」1963. (『現代教育の思想と構造』岩波書店, 1971.)
- , 『現代日本の教育思想』青木書店, 1979 a.
- , 「世界の教育運動と子ども観・発達観」岩波講座『子どもの発達と教育』第2巻, 1979 b.
- 五十嵐頭「教育の機会均等」(長田新編『教育基本法』新評論, 1957).
- 木下繁弥「教育機会の拡充の現代的課題」(『教育学講座』第20巻, 学研, 1970).
- 黒崎勲「教育と不平等問題」I・II (『東京大学 教育行政学 研究室紀要』第2号, 第3号, 1981, 1982).
- Lieberman, M., Equality of Educational Opportunity. In B. Othanel Smith & R. H. Ennis (eds.), *Language and Concept in Education*. Chicago, 1961.
- Marable, M., *From the Grassroots*. Boston, Mass., 1980.

—, *Blackwater*. Ohio, 1981.

小川太郎「階級的差別・学校・知能」1973. (『小川太郎 教育学 著作集』第6巻, 青木書店, 1980.)

岡村達雄「近代公教育における別学体制の論理」(日本臨床心理学会編『戦後特殊教育』社会評論社, 1980).

Pitkin, H. F., *Wittgenstein and Justice*. Berkelay, California, 1972.

Rawls, J., *A Theory of Justice*. Cambridge, Mass., 1971. [矢島釣次監訳『正義論』紀伊国屋書店, 1979.]

Schaar, J. H., Equality of Opportunity and Beyond. In A de Cresigny & A. Wertheimer (eds.), *Contemporary Political Theory*. New York, 1970.

Tunnell, D. R., Equal Opportunity Revisited. *Philosophy of Education* 1978.

梅根悟(教育制度検討委員会)編『日本の教育改革を求めて』勁草書房, 1974.

山根祥雄「教育における不平等に関するノート」(『大阪教育大学 教育学研究室 教育学論集』10, 1981).

柳久雄「コールマン報告と教育の平等」(『大阪教育大学教育学研究室教育学論集』10, 1981).

Young, M., *The Rise of the Meritocracy 1870-2033: An Essay on Education and Equality*. London, 1958.